

## 安全データシート

改訂日:2022年2月8日

## 1. 製品及び会社情報

化学品の名称  
会社名  
住所  
電話番号

酢酸鉛(Ⅱ)三水和物  
米山薬品工業株式会社  
大阪市中央区道修町2丁目3番11号  
(06)6231-3555(大阪・本社)  
(03)3246-2311(東京) (0268)22-5910(上田)  
(052)504-2221(名古屋) (082)537-0290(広島)  
CA0155

整理番号

## 2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康に対する有害性

急性毒性(経口):区分5  
生殖細胞変異原性:区分2  
発がん性:区分2  
生殖毒性:区分1A  
特定標的臓器・全身毒性:区分1(神経系 腎臓 血液系)  
(単回ばく露)  
特定標的臓器・全身毒性:区分1(腎臓 血液系 神経系)  
(反復ばく露)  
水生環境有害性 短期(急性):区分3  
水生環境有害性 長期(慢性):区分3

環境に対する有害性

ラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語  
危険有害性情報

危険  
飲み込むと有害のおそれ  
遺伝性疾患のおそれの疑い  
発がんおそれの疑い  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
神経系、腎臓、血液系の障害  
長期にわたる、又は反復ばく露による腎臓、血液系、神経系の障害  
水生生物に有害  
長期継続的影響によって水生生物に有害  
【安全対策】  
使用前に取扱い説明書を入手すること。  
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。  
取扱い後は手などをよく洗うこと。  
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。  
環境への放出を避けること。  
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師の連絡をすること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師の診断／手当を受けること。  
気分が悪いときは医師に連絡すること。  
気分が悪いときは、医師の診断／手当を受けること。  
【保管】  
容器を密閉し、涼しく換気の良いところで保管すること。  
施錠して保管すること。  
【廃棄】  
内容物、容器を国又は都道府県の規則に従って廃棄すること。  
該当情報なし。

注意書き

他の危険有害性

## 3. 組成、成分情報

化学物質・混合物の区別

化学名又は一般名

慣用名又は別名

化学式

化学物質を特定できる一般的な番号

濃度又は濃度範囲

官報公示整理番号(化審法、安衛法)

化学物質

酢酸鉛(Ⅱ)三水和物

—

 $Pb(CH_3COO)_2 \cdot 3H_2O$ 

CAS RN : 6080-56-4

98%以上

(2)-693

## 4. 応急措置

吸入した場合  
皮膚に付着した場合

医師に連絡すること。  
気分が悪いときは、医師に連絡すること。  
多量の水と石鹼で洗うこと。

眼に入った場合  
飲込んだ場合

医師に連絡すること。  
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当を受けること。  
口をすすぐこと。  
気分が悪いときは、医師に連絡すること。

## 5. 火災時の措置

適切な消火剤  
使ってはならない消火剤  
特有の危険有害性

水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂類  
棒状放水  
火災によって、刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。  
加熱あるいは水の混入により容器が爆発するおそれがある。  
不燃性であり、それ自身は燃えないが、加熱されると分解して、腐食性及び/又は毒性の煙霧を発生するおそれがある。  
危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
容器内に水を入れてはいけない。  
消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

特有の消火方法

消火を行う者の保護

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

漏出物に触れたり、その中を歩いたりしない。  
直ちにすべての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。  
関係者以外の立ち入りを禁止する。  
風上に留まる。  
作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避け漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。  
低地から離れる。  
適切な防護衣を着ていないときは、破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。  
立ち入る前に、密閉された場所を換気する。  
環境中に放出してはならない。  
本製品は水に浮かぶため火災の危険がある。可能ならば浮いているすべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。  
可燃物（木、紙、油等）は漏洩物から隔離する。

環境に対する注意事項

封じ込め及び浄化の方法及び機材

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策(局所排気、全体換気等)

『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。  
『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。  
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。  
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙しないこと。  
取扱い後はよく手を洗うこと。  
飲み込みを避けること。  
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
環境への放出を避けること。  
熱、臭化カリウム塩、有機酸、フェノール

安全取扱注意事項

接触回避

保管

技術的対策

安全な保管条件

該当情報なし。  
容器を密閉して、涼しく乾燥した場所に保管すること。  
施錠して保管すること。  
ポリプロピレン、ポリエチレン

容器包装材料

## 8. 暴露防止及び保護措置

許容濃度等

管理濃度

日本産業衛生学会

ACGIH

0.05mg/m<sup>3</sup>[鉛として]

未設定

未設定

防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。  
この物質を貯蔵ないし取り扱う作業場には洗顔器と安全シャワーを設置すること。  
降雨機中の濃度を制御するには一般適正換気で十分である。

保護具

呼吸器の保護具

手の保護具

目の保護具

適切な呼吸器保護具を着用すること。

適切な保護手袋を着用すること。

適切な眼の保護具を着用すること。

## 皮膚及び身体の保護具

適切な保護衣を着用すること。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態  
色  
臭い  
融点/凝固点  
沸点又は初留点及び沸点範囲  
可燃性  
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界  
引火点  
自然発火点  
分解温度  
pH  
動粘性率  
溶解度  
n-オクタノール/水分配係数  
蒸気圧  
密度及び/又は相対密度  
相対ガス密度  
粒子特性

固体  
白色  
該当情報なし。  
75°C  
200°C(分解)  
該当情報なし。  
該当情報なし。  
該当情報なし。  
該当情報なし。  
該当情報なし。  
該当情報なし。  
1g/1.6mL(常温), 1g/0.5mL(沸騰水)  
log Pow=-0.08(推定値)  
約0mmHg  
2.55g/cm<sup>3</sup>  
該当情報なし。  
該当情報なし。

## 10. 安定性及び反応性

反応性、化学的安定性  
危険有害反応可能性  
避けるべき条件  
混触危険物質  
危険有害な分解生成物

法規制に従った保管及び取扱いにおいては安定と考えられる。  
加熱すると分解し、下記の有害物が生成する。  
熱  
臭化カリウム塩、有機酸、フェノール  
酢酸、鉛蒸気

## 11. 有害性情報

急性毒性  
  
皮膚腐食性及び皮膚刺激性  
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性  
呼吸器感作性又は皮膚感作性  
  
生殖細胞変異原性  
  
発がん性  
  
生殖毒性  
  
特定標的臓器毒性(単回暴露)

経口 : ラットを用いた経口投与試験のLD50=4,665 mg/kg(RTECS(2005))に基づき、区分5とした。  
経皮 : 該当情報なし。(分類できない)  
吸入 : 該当情報なし。(分類できない)  
皮膚腐食性及び皮膚刺激性 : 該当情報なし。(分類できない)  
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 : 該当情報なし。(分類できない)  
呼吸器感作性又は皮膚感作性 : 該当情報なし。(分類できない)  
皮膚 : 該当情報なし。(分類できない)  
データはないが、酢酸鉛(Ⅱ)【政府GHS分類物質ID47、CAS RN: 301-04-2】のデータをもとに、区分2とした。  
NTP(2005)でR、IARC(1987)でGroup 2B、ACGIH(2001)でA3、日本産業衛生学会で2Bに分類されていることから、区分2とした。  
鉛はヒトで、発生神経毒性物質、生殖毒性物質として知られていることから、専門家の判断に基づき、区分1Aとした。健康有害性については、【ID168、鉛、CAS RN: 7439-92-1】、【ID48、酸化鉛(Ⅱ);リサージ、CAS RN: 1317-36-8】、【ID47、酢酸鉛(Ⅱ)、CAS RN: 301-04-2】も参照のこと。  
本物質については、無機鉛化合物の影響を基に分類するものとする。無機鉛化合物の毒性として、ヒトについては、「無機鉛の急性影響及び慢性影響はほぼ同様の症状が認められている。無機鉛の吸入もしくは経口摂取により口内の収斂、渇き、消化器への影響として吐き気、嘔吐、上腹部不快感、食欲不振、腹痛、便秘などを引き起こすと報告されている。造血機能への影響は無機鉛の代表的な作用であり、δ-アミノレブリン酸及びヘム合成酵素の阻害に起因したヘモグロビン合成阻害、赤血球寿命の短縮による貧血が認められている。腎臓への影響として間質性腎障害(interstitial nephropathy)、尿量減少のほか、蛋白尿、血尿、尿円柱、糖尿及びアミノ酸尿などに代表されるFanconi症候群を呈する近位尿細管障害が報告されている。無機鉛は末梢神経系に作用し、特に四肢の筋の虚弱、疼痛、痙攣が認められている。また、成人においては非常にまれであるが、極めて高濃度(詳細不明)の暴露を受けた場合、運動失調、頭痛、知覚異常、抑うつ、昏睡などの中枢神経系への影響が認められている。  
しかしながら、中枢神経系への影響は、特に小児において感受性が高く、落ち着きがない、攻撃的性格、集中困難、記憶力低下などを伴う症状が米国で問題となっている。」(CERIハザードデータ集 2001-9(2002))の記述があることから、血液系、腎臓、神経系が標的臓器と考えられた。以上より、区分1(血液系、腎臓、神経系)とした。

## 特定標的臓器毒性(反復暴露)

本物質については、無機鉛化合物の影響を基に分類するものとする。無機鉛化合物の毒性として、ヒトについては、「無機鉛の急性影響及び慢性影響はほぼ同様の症状が認められている。無機鉛の吸入もしくは経口摂取により口内の収縮、渇き、消化器への影響として吐き気、嘔吐、上腹部不快感、食欲不振、腹痛、便秘などを引き起こすと報告されている。造血機能への影響は無機鉛の代表的な作用であり、 $\delta$ -アミノレブリン酸及びヘム合成酵素の阻害に起因したヘモグロビン合成阻害、赤血球寿命の短縮による貧血が認められている。腎臓への影響として間質性腎障害(interstitial nephropathy)、尿量減少のほか、蛋白尿、血尿、尿円柱、糖尿及びアミノ酸尿などに代表されるFanconi 症候群を呈する近位尿細管障害が報告されている。無機鉛は末梢神経系に作用し、特に四肢の筋の虚弱、疼痛、痙攣が認められている。また、成人においては非常にまれであるが、極めて高濃度(詳細不明)の暴露を受けた場合、運動失調、頭痛、知覚異常、抑うつ、昏睡などの中枢神経系への影響が認められている。しかしながら、中枢神経系への影響は、特に小児において感受性が高く、落ち着きがない、攻撃的性格、集中困難、記憶力低下などを伴う症状が米国で問題となっている。」(Geriハザードデータ集 2001-9(2002))の記述があることから、血液系、腎臓、神経系が標的臓器と考えられた。以上より、区分1(血液系、腎臓、神経系)とした。

誤えん有害性

該当情報なし。(分類できない)

## 12. 環境影響情報

生態毒性

急性 : 魚類(ファットヘッドミノ)96時間LC50 = 43.6 mg/L (ECETOC TR91: 2003)であることから、区分3とした。

長期間: 慢性毒性データが得られていない。急速分解性がなく、急性毒性区分3であることから、区分3とした。

残留性・分解性

該当情報なし。

生体蓄積性

該当情報なし。

土壌中の移動性

該当情報なし。

オゾン層への有害性

当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。(分類できない)

## 13. 廃棄上の注意

化学品、汚染容器及び包装の安全でかつ環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して処理する。廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。空容器の処理を委託する場合は、内容物を完全に除去すること。

## 14. 輸送上の注意

国連番号

1616

品名(国連輸送名)

酢酸鉛

国連分類

クラス6.1

容器等級

Ⅲ

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策

食品や飼料と一緒に輸送してはならない。輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に進行。重量物を上積みしない。

国内規制がある場合の規制情報

陸上輸送

消防法の規定に従う。

海上輸送

船舶安全法の規定に従う。

航空輸送

航空法の規定に従う。

応急措置指針番号

151

## 15. 適用法令

化学物質管理促進法(PRTR法)

第一種指定化学物質〔鉛化合物〕  
(2023年(令和5年)3月31日まで)  
特定第一種指定化学物質  
〔鉛及びその化合物〕  
(2023年(令和5年)4月1日以降)

毒物及び劇物取締法

劇物(指定令第2条)〔鉛化合物〕

労働安全衛生法

作業環境評価基準(法第65条)〔鉛及びその化合物〕

鉛化合物(鉛中毒予防規則)〔鉛、鉛合金及び鉛化合物並びにこれらと他の混合物〕

名称等を表示すべき又は通知すべき危険物及び有害物(法第57条及び57条の2 施行令第17条及び17条の2)〔酢酸鉛〕

貯蔵等の届出を要する物質(法第9条)

消防法

有害物質(第2条令第2条 排水基準を定める省令)〔鉛及びその化合物〕

水質汚濁防止法

船舶安全法

毒物類・毒物(危規則第3条危険物告示別表第1)

航空法

毒物類・毒物(施行規則第194条危険物告示別表第1)

労働基準法

疾病化学物質

## 16. その他の情報

### 参考文献

NITE-CHRIP(製品評価技術基盤機構HP)

16615の化学商品(化学工業日報社)

職場のあんぜんサイト(厚労省HP)

記載内容のうち、含有量、物理／化学的性質等の数値は保証値ではありません。危険・有害性の評価は、現時点で入手できる資料・情報 データ等に基づいて作成しておりますが、すべての資料を網羅した訳ではありませんので取り扱いには十分注意して下さい。